

東京都子供・若者支援協議会

連絡調整部会

令和4年11月16日（水）

オンライン開催

午後 1 時 00 分開会

○事務局職員 では、ただ今から令和 4 年度東京都子供・若者支援協議会第 1 回連絡調整部会を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

本日の会議の公開についてですが、都の附属機関については原則公開ということが附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせていただきます。

なお、本日は傍聴の方はいらっしゃいません。また、本日の配布資料については、事前にメールで送らせていただきました。また、配布資料、議事録について、後日改めて委員の皆さまにご確認いただいた後、ホームページで公開する予定です。

なお、非公開、委員止まりと記載した資料につきましては、個人情報も関わる内容がございますので公開はいたしません。ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長の下出よりごあいさつ申し上げます。

○若年支援課長 はい、若年支援課長の下出でございます。

今年度、都庁内では組織改正がございまして、この協議会の事務局は、従来、都民安全推進本部でございましたが、この 4 月から生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課へと変更となりました。組織は変更となりましたが、引き続き、困難を抱える若者の自立支援施策に取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、この組織改正と同じタイミングで、庁内で新たに子供政策連携室という組織も発足いたしました。今回からこの協議会の新たな委員に加わっていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

この部会は、子ども・若者育成推進法第 19 条に基づき設置しました東京都子供・若者支援協議会の実務者の会議という位置付けで、平成 29 年度から設置、開催をしているところでございます。

当部会の運営につきましては、教育、福祉、雇用など、子供・若者支援に関わる各分野の関係機関の委員の皆さまにより構成されまして、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有と連携強化を目的として開催をしております。

内閣府の子供・若者育成推進大綱におきましても、子供・若者支援地域協議会を通じた縦横の支援ネットワークの構築について触れられておりまして、当協議会における連携の推進、機能の向上について、国の大綱において提言をされているところでございます。

新メンバーも加わりましたところで、この会議を通じ、皆さま同士と顔の見える関係を構築しまして、ここから実際の具体的な支援の現場での連携につなげていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私のあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局職員 それでは、議事に入らせていただきます。以降の進行は、座長の下出にお願いいたします。

○若年支援課長 はい、それでは、事前にお送りした次第に添いまして進行させていただきます。資料は画面にも流れに添いまして表示しております。

本日は、今年度の第1回目の部会の開催になりますが、今年度から新たにできた組織である、東京都子供政策連携室にも新たに委員として加わっていただきました。せっかくの機会でございますので、委員の皆さまから自己紹介を兼ねまして、それぞれお一人一人2分から3分程度でご自身の所属している団体機関の事業等をご紹介いただければと思います。

それでは、画面に投影されました委員の名簿の上から順番に本日の出席委員の方々にお声を掛けさせていただきます。

東京都女性相談センター所長、高岸委員よろしくお願いいたします。

○高岸委員 東京都女性相談センターの高岸でございます。私、4月に参りましたので、会議に参加させていただきますのは今回が初めてでございます。よろしくお願いいたします。

女性相談センターは、婦人保護という事業の一環に位置付けられておりまして、DV被害者の方ですとか、何らかの理由で居所がないなどの方の緊急一時保護の対応、それから施設への入所が必要な方の婦人保護施設への入所措置など、また、女性の方からの相談全般ということで対応しております。根拠法となっておりますのが売春防止法という法律なのですが、この法律が今回改正になることになりまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律ということで新しい法律が今年5月に成立し、令和6年から施行されるということになっております。現在、新法の施行に向けて準備をしているところでございまして、新法の下では、逃げてこられるDV被害等の女性の方には、お子さん連れで逃げてこられる方も大変多うございまして、そういう意味では、お子さんへの支援ということもしっかり支援の目的の中に位置付けながらということでの法改正でもございますので、今後、より一層皆さま方との連携を密に取らせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 ありがとうございます。続きまして、特別区保健所保健予防課の代表として、

葛飾区保健所、保健予防課長小島委員、よろしくお願いいたします。

○小島委員 初めまして、小島と申します。

私は、保健予防、葛飾区保健所の保健予防課長をしております。仕事の内容としましては、感染症と精神、難病、あと予防接種関係といった感染症と精神、難病、あと、そういった分野ですけれども、23 区の保健予防課長会の代表としてこちらに参加させていただく機会をいただきありがとうございます。

主管課ではないんですけれども、子供・若者の支援というところで勉強させていただきたいと思っておりますし、こちらの区での様子も主管課の方にお聞きしながらお伝えしていくことができたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、東京都立多摩総合精神保健福祉センター広報援助課長の菊地委員、いたします。

○菊地委員 よろしくよろしくお願いいたします。

東京都立多摩総合精神保健福祉センター、広報援助課長の菊地と申します。今回、資料はご用意していないんですけれども、当センターの事業を少しご紹介させていただきます。

当センターでは、思春期・青年期の相談として、不登校やひきこもり、家庭内暴力、家族関係等についてお困りのケースにつきましては、ご本人、ご家族、あるいは関係者からのご相談というのを受けております。詳しくは、ホームページの方でご確認いただければと思うんですが、流れとしましては、まず、電話相談の方をいただきまして、その内容によって個別の相談をご案内したりしております。また、その個別相談から、場合によってはご本人グループをご紹介することもありますし、また、ご家族の場合には、接し方等につきまして家族教室というふうな形で行ってもおりますので、ご活用いただければと思います。

また、ご本人グループにつきまして若干補足しますと、こちら、月曜日の午前中に実施しております。緩い形でテーブルゲームとかスポーツとかを実施しております。ちなみに、この本人グループ、多摩総クラブ、略して「たまくら」というふうに名称を付けております。ちなみに、こちらの本人グループは、いわゆる精神科医療にかかかれていない方が主に対象で、逆に、通院されている方につきましては、この相談事業とは別に思春期・青年期を主に対象としたデイケアの方も実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、東京保護観察所、首席保護観察官の朝倉委員、お願いいたします。

○朝倉委員 はい、ご紹介いただきました東京保護観察所首席保護観察官の朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯防止、再非行防止を目的とする法務省の機関です。東京は 23 区が東京保護観察所本庁の管轄で、市部は立川支部の管轄というふうになっていて、都内には 2 カ所の保護観察所があります。保護観察所では、保護観察官と民間ボランティアである保護司の方々と協働して、保護観察や矯正施設に入った人の生活環境調整を行っています。

少年は、家庭裁判所で保護観察という処分を受けた少年と、少年院から仮退院になった少年が対象となっていますけれども、これらの少年に対して指導監督、補導援護を行っています。指導監督というのは、約束事を守るように指導したりすることで、補導援護というのは、福祉的なこと、就労支援なども含んでいます。

今年の 4 月に少年法が改正されて、処分時 18、19 歳の少年は、特定少年ということで、それ以外の少年とは異なる扱いとなったわけですが、大きくは変わらないんですけれども、1 つには、これまで成人に対して行っていた専門的処遇プログラム、これを 18、19 歳の少年に対しても行うようになったというような変化はございます。保護観察所は、地域での再犯・再非行防止を目指していくというものなので、保護司以外にも協力雇用主さんなどの民間協力者の方々の協力が不可欠ですけれども、他にも多くの地域の関係機関の皆さま等との連携というのは、非常に重要と思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、公益財団法人東京しごと財団、正規雇用対策担当課長の小倉委員お願いいたします。

○小倉委員 はい、よろしくお願いいたします。

私ども、東京しごと財団は、東京都産業労働局所管の政策連携団体として、都民の方の就業支援、あるいは都内事業所の雇用支援を展開しております。今回は、私どもが管理運営しております東京しごとセンターのヤングコーナーにつきましてご紹介をいたします。

東京しごとセンターは、さまざまな切り口で対象を分けてサービスを展開しておりますが、

そのうちヤングコーナーでは、仕事探しの相談対応、キャリアカウンセリングですね。それから、就職準備セミナーやプログラム、知識、情報の付与、それから、利用者と企業を結び付ける職業紹介の3つのサービスを基本に、さまざまなサービスを展開しております。

相談アドバイザーにつきましては、キャリアコンサルタントが担当いたしまして、マン・ツー・マンでの個別支援、また、職業紹介につきましては東京労働局さんと連携いたしまして、併設のハローワーク飯田橋 U-35 が行っております。

それから、若年者ならではの課題に対応するため、業界や職種を知るためのコーナーや、就職活動の基本を知ってコミュニケーション能力を高めるプログラム、それから社会人としての基礎や職場体験を通して働くことの不安を解消することを目的としたプログラム、あるいは実際に企業の職場で実習を行って、うまくマッチすればその企業に就職することもできるサービス、こういったヤングコーナー独自のコンテンツも豊富にそろえております。ぜひ皆さま方が関わっている若年者の方で、仕事に探しにお困りの方がいらっしゃいましたら、東京しごとセンターヤングコーナーをご紹介いただければと思います。

私の方は以上でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、東京都子供政策連携室、子供政策調整担当課長の渡邊委員、よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。子供政策連携室、子供政策調整担当課長をやらせていただいております。

日ごろより東京都の子供政策にさまざまなご協力を賜りまして誠にありがとうございます。先ほどご紹介いただきましたように、本組織子供政策連携室でございますが、本年4月に発足した新しい組織でございます。政策全般を子供目線で捉え直して、都政全体で横串を差しながら、子供目線での政策展開をしていくというところを主な目的として設置をされたところでございます。

現在、連携室では、なかなか既存の行政体、行政組織としての枠組みでは対応できない困難な事案として、ヤングケアラー、ユースヘルスケア、日本語を母語としない子ども、ネウボラの仕組み、乳幼児期の集団生活、子供目線によるセーフティーレビュー、子供の笑顔につながる遊びの推進という7つのテーマを設定しまして、関係各局とも連携をしながら推進チームを立ち上げて取り組みを進めているところでございます。本日は、この中でもヤングケアラーにつきまして、後ほどお時間をいただきながらご説明させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

子供政策連携室のミッションとして、子供政策、子供目線で政策全体をというところをございまして、今回の子供・若者会議の中でもぜひさまざまなご意見ですとか、そういったところを伺えればなと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

続きまして、東京都消費生活総合センター、相談課長の代理出席といたしまして、高村消費生活専門課長、よろしくお願ひいたします。

○高村委員（代理） はい、高村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

東京都消費生活総合センターは、一般的に若者向けという広報とか啓発もやっているんですが、消費者契約であるとか、商品安全に係る苦情相談を受け付ける部署でございます。今年の4月に成年年齢の引き下げがありまして、若者被害が広まるのではないかと懸念もありましたので、そういったところの広報を今、一生懸命やっているところでございます。実際、18歳、19歳の方の相談件数としてはそこまで増えてないのですが、1人当たりの契約金額が50万とか60万とか、上がってきておりまして、高い契約ができるようになってしまっていることにすごく懸念を持っております。若者、今29歳以下というふうに限定しておりますが、こういった方の被害が増えてきている現状を受けまして、皆さま方のお知恵も借りながら私も、問題解決に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

以上です。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、日本司法支援センター東京地方事務所、事業部長の平田委員、お願ひいたします。

○平田委員 日本司法支援センター法テラス東京の平田と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

日本司法支援センターは、2006年に設立されたまだ若い法人です。全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現を目指して設立された団体です。全国47カ所に地方事務所が設けてありまして、事業を運営しております。

特に若者だけということではないのですが、最近では、法テラスの取り扱いとして、奨学金の自己破産というような案件が非常に増えていると感じており、法テラスは、その法的な手続きを取る際の弁護士費用の立て替え等を行っています。

あと、小さなお子さんですと、児童虐待の相談の窓口を開いて、できるだけ速やかに弁護士

につながりというような支援をしております。特に、虐待の相談件数が極端に増えているというわけではないですが、専用の窓口のダイヤル等を設けて対応しておりますので、引き続き皆さまと連携して、若者支援の強化に、こちらとしても積極的に関わっていきたいと思っております。

また、法教育等に関しましても、皆さまと一緒に連携してやれたらと思っておりますので、もしそういった企画等ございましたら、ぜひ法テラスの方にもお声掛けいただければと思います。本日はよろしく願いいたします。

○若年支援課長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、認定特定非営利法人非営利活動法人育て上げネット、執行役員の井村委員、お願いいたします。

○井村委員 はい、井村と申します。本日はよろしく願いいたします。

私たちは、立川に事務局がありまして、若者と社会をつなぐっていうことを目標に活動しているNPOになります。

働きたくても働けないという若者に就労支援をしているんですけども、最近、学校にいる生徒さんたちと関わる機会が増えています。その中で、今、都立高校とかは全入になってしまって、友達が行くから行くみたいな形で選んだとしても入れちゃうんですね、定員が割れてるところには。でも、何かそこにミスマッチがあって、中退してしまったりとか、先生方も含めてお互いつらい思いをしているという、何かそういうミスマッチ援助があります。

そんな中、後で事務局から、また皆さんに共有させていただきますけれども、今日の会議は、東京都の子供・若者支援協議会ですけれども、立川市にも子供・若者支援協議会がありまして、そのメンバーの有志で毎年中学生が進路を決める11月末に合同学校相談会っていうのをやっています。

ここには、定時制高校とか通信制高校とか、あと法務少年支援センターの先生とかにもお越しいただいて、毎年300人ぐらいのご参加があるんですけども、子供たちに選択肢を何とか届けて、自分にぴったりに合う学校に入っただいて、その能力の差はやっぱりあると思うんですけども、環境をやっぱりどうつくっていくのかっていうのが私たち大人ができることかなと思って、そういう力を合わせて行わさせていただいてる、そういうことの取り組みもさせていただいております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○若年支援課長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。



続きまして、認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク、若者支援事業統括責任者の藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 三鷹にあります教育 NPO です。もともと子供たちの学習支援、放課後の学習保障から始まった NPO です。やがて不登校の子供たちのフリースクールから、ここ 20 年ぐらいは若者支援の仕事をしている団体です。中心的には、子供・若者が学校外で育つ仕組みをどうつくるかっていうことがわれわれの仕事の中心になっております。ただ、昨今の若者課題に対応しまして、厚生労働省の地域若者サポートステーション等々のプログラムなんかも受託して運営しているところです。

ここ 4～5 年は、法人の中心的なテーマとして、われわれ社会の側は十代後半の若者に何をどうしていけるのかということを考えております。ちょっと厳しい言葉ですが、義務教育終了年齢になってくると、社会的ネグレクト状態に置かれてると言っているんじゃないかと、この年代は。児童福祉法も切れる、切れないのぎりぎりですし、義務教育までは基礎自治体が基本的には対応してたのが、なかなかサービスが切れてしまうっていう問題であるとか、果たして、この義務教育終了したからといって、即就職活動に結び付くような就労支援なのかっていう課題であるとか等々を含めまして、十代後半、人生の移行期にどんな学びが必要なのかっていうテーマを中心に最近はしているところです。ご覧いただいていますチラシはそんな取り組みの 1 つで、いろんな人に来てもらって、この十代後半の時期にどんな学びが必要かっていうことを考え合うような連続公開セミナーをやっているのをご紹介しております。

引き続き、皆さまのお力をいただきながら、われわれも展開していきたいと思っておりますので、今日もどうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、東京都ひきこもりサポートネット、統括責任者の藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 はい、ありがとうございます。私、東京都ひきこもりサポートネットの藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この東京都ひきこもりサポートネットなんですが、各都道府県に 1 個、地域ひきこもり支援センターというものを配置しなければいけなくて、それが東京都は、東京都ひきこもりサポートネットという形で名称が置かれている形になります。

管轄が東京都福祉保健局という形になっておりまして、もともと地域福祉課から受託をしてきた形になります。

主な内容としましては、電話相談、メール相談、訪問、アウトリーチという形で、ひきこもりのご本人やご家族のご相談をさせていただいております。

ただ、皆さまご承知おきの部分もあるかと思うんですが、今年の8月ぐらいに、各区市町村にひきこもり窓口というのが設置されました。それまでは、東京都のひきこもり相談は、まずわれわれの方に1回来ていただいて各区市町村の方に促すという形だったんですが、まず、やはり地域に根付いていくという形になってくると、各区市町村にひきこもりの窓口があって、そこから相談をしていくという形になっているので、これからは後方支援という形で役割が変わりつつあります。

ひきこもりの支援会議でもあるんですけども、先ほど藤井委員が言っていたように、今まではどちらかと言ったら、例えば就労という形の解決方法が多かったんですけども、今回の会議で、就労だけが目的ではなくて、地域に根付いていく、自立ってというのが就労に基づかなくてもいいんじゃないかというような話し合いもされているので、どうやってひきこもりの方を地域に根付いて、地域で自立させていくか、その自立が就労だけでなくてはいいですよっていう形がわれわれが関わっている形になります。

はい、以上になります。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

最後に、東京都若者総合相談センター若ナビα、事業責任者の大西委員、お願ひいたします。

○大西委員 はい、大西と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

東京都若者総合相談センターは、秋葉原での凄惨な事件の翌年に設置されましたが、今日、電話相談、LINE相談、メール相談、面接相談という形で、若者からの東京都の一時的な総合相談、よろず的な受け皿ということで、日々、午前11時から夜23時まで電話相談、LINE相談を、今年の4月から時間延長をしまして、ご相談を受けさせていただいております。

ご相談件数は、時間延長とともに伸びておりますけれども、各支援連携機関の皆さま方への引き継ぎといったようなことが役割となっておりますので、今後とも引き続きご支援、連携の方、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上になります。

○若年支援課長 ありがとうございます。

ここで、先ほどオンラインに入っておられなかった東京都品川児童相談所所長の園尾委員が入られましたので、恐れ入りますが園尾委員、ごあいさつと事業等の紹介を簡単にお願ひでき

ますでしょうか。

○園尾委員 東京都品川児童相談所の園尾です。参加遅れまして申し訳ございません。

現在、都内には東京都の児童相談所が 10 カ所、区立の児童相談所が 6 カ所、合計 16 カ所の児童相談所がございます。今日は東京都の児童相談所の状況について簡単にご説明をさせていただきます。

児童相談所では、昨年度年間 4 万 5,000 件を超える相談受理対応をしておりますがそのうちの約 4 割以上が虐待相談で 2 万 1,000 件を超えております。虐待対応件数は、5 年前の約 2 倍、10 年前の 5 倍と、右肩上がり続けておりまして、私が児童相談所に最初に関わったのは 20 年前の話ですが、この間、児童相談所を取り巻く状況は苦しい状況に激変し続けており、さまざまな施策を講じてはいるものの、通告件数の激増に追い付いていけない状況でございます。

通告件数急増の主因は、警察からの通告増によるものでして、現在、虐待通告の半数以上を占めている状況です。近年の傾向としましては、子供本人が警察等に虐待を訴えるとか、あるいは、学校等で家に帰りたくないと訴えて保護に至る案件、また、高年齢になると、もともとは虐待がベースにあったけれども、居心地が悪くなり、家出を繰り返して、子供の非行という形で補導されて警察からの身柄通告で関わるといったケースも多くなってきております。

コロナ禍も 3 年目になり、虐待相談とは別に、子供には心配な状況があるのかなと思っております。人の表情を読み取りづらくなっていること、中には、人前でマスクを外すことに抵抗を感じる子供や、家にこもりがちになってしまった子供、この会議に参加されている方の多くの皆さんが感じてらっしゃることと思いますが、子供を取り巻く環境に心配事は尽きない状況です。

簡単ではございますが、児童相談所を取り巻く状況について、ご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

皆さま、ご挨拶、取り組みの紹介、誠にありがとうございました。

それでは、議論、議題の 1 つ目に入らせていただきます。今回は、議題して、子供・若者支援に関する相談手法、若者を引き付ける取り組みについてをテーマにさせていただきました。本日は、実際に現場で支援を行っておりますさまざまな機関の皆さまにお集まりいただいておりますので、忌憚のないご意見をいただければと存じます。

今回の会議開催に先立ちまして、より活発な討議になるよう、委員の皆さまには事前調査に

ご協力いただき誠にありがとうございました。

皆さまのご回答を取りまとめたものが資料1としてお送りしています。画面にも投影しております。この資料1を使いまして、今後の討議を進めてまいります。

まず、今回の議題を設定した背景等をご説明いたします。

子供・若者への支援を行うに当たり、皆さま、子供・若者が利用しやすい相談ツール、相談時間、広報内容であったり、いろいろ工夫もされてきたかと考えております。当課の事業で例を挙げますと、東京都若者総合相談センター若ナビαの運営におきましては、令和2年度にはLINE相談、令和3年度にはオンラインによる面接相談を導入いたしまして、今年度は若ナビαと東京都のホームページへチャットボットを導入をしております。加えて、今年度から電話・LINE相談における相談終了時間を20時から23時まで延長しております。昨年に引き続き、Google、Yahooにおけるウェブ広告、Twitter、LINE、インスタなどでのSNS広告も実施をしております。

取り組みの効果ですが、LINE相談については、導入年度の令和2年度のLINE相談の実績は1,724件でしたが、令和3年度は3,015件まで増加いたしまして、令和3年度における件数の4割以上を占めております。

若者は、気軽に相談できるLINE、こちらが若者にとって使い勝手がいいツールと認識しております。また、今年度、相談受付時間を延長したこともあり、昨年度と比べて相談件数が伸びてきております。延長した夜間帯の相談もコンスタントに来ておりますので、その効果を考え、実感しているところでございます。

そして、ウェブ広告やSNSの広告につきましても、5月の連休明け、9月の夏休み明け、2～3月の就活、卒業の時期など、若者が不安定になりやすい時期に行っており、広告を打った時期は相談件数、アクセス数が増える傾向が顕著になっており、その効果を実感しているところでございます。

また、今年度、当課で行いました別の事業もご紹介させていただきます。「ひとりじゃない！若者応援プロジェクト」、今年の7月にプロジェクトを立ち上げ、7月から11月にかけて開催をしております。

今年度、開始しました事業で、アンバサダーとしてタレントの最上もがさんを起用いたし、コロナ禍で孤独、孤立に陥り、悩みや不安を抱える若者を対象に、1人ではないことの気付きのきっかけを提供するために開始したところでございます。

オンラインイベントの内容は、資料一覧の下部に記載されております QR コードから特設サイトに飛んでいただきますと、アーカイブをご覧ください。

オンラインという若者になじみのあるツールで、若ナビαや支援団体の紹介をしました。アンバサダーの最上もがさんだけでなく、You Tube で人気の精神科の先生やサッカー選手、Jリーガーなどにもご協力いただきまして、多くの方にご視聴いただきました。行政の取り組みといたしましては、なかなか若者をイベントに集客することが難しいこともございますが、こうした手法をもちまして、若者の興味を引き付けることができたのではないかと考えております。

以上のように、若ナビαで相談方法を工夫したり、ウェブ広告を打ちましたり、若者応援プロジェクトでも広報しておりますが、若者の間での若ナビαの認知度はまだまだこれから、というところもございます。昨年度から都内の 18 歳から 39 歳までの若者 1,000 人にウェブアンケートを行っておりますが、若ナビαの認知度は 2 年続けて 10%程度というところがございます。

引き続き、これまで効果があった広報を継続していきたいと考えておりますが、同様の皆さまの機関で効果があった取り組みなどがありましたら、ぜひ共有いただき、今後の参考にしていただければと考えております。

また、このウェブアンケート調査について、何点か集計結果をご紹介します。資料 2 の若者相談に係る意識調査結果をご覧くださいと思います。

問 1 にありますように、相談窓口として利用しやすいツールとして LINE などの SNS の回答が半数を占めております。特に、女性においてその割合が顕著でございます。

また、問いの 2 にありますように、そのツールを選択した理由を聞きましたところ、人と直接話すのが嫌だから、好きな時に気軽に相談したいからという回答が多かったことも SNS が支持されております。

その他、皆さまの参考になりそうな質問項目をピックアップしましたので、後ほど資料 2 についてはご覧くださいと思います。

当課の事業について少し長い説明となりましたが、本日、ご参加の委員の皆さまからもいろいろお話を伺えればと思っております。

まず、初めといたしまして、東京都女性相談センターの高岸委員にお伺いできればと思いません。事前調査の中で、若年被害女性等支援事業での取り組み成果や、夜間・休日電話相談事業

の課題などをご回答いただきましたが、詳細を教えてくださいと思います。高岸委員、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○高岸委員 はい、では、女性相談センターから2点挙げさせていただきましたが、まず、若年被害女性等支援事業についてでございますが、様々な生きていく上での困難を抱えながらも、なかなか公的機関や公的な相談窓口などにつながりにくいという特徴を持っている若い女性、こういった女性を支援の対象とし、支援としてつないでいくということのために、国の方でモデル事業として実施されるところに東京都としてエントリーいたしまして、平成30年度から3カ年のモデル事業、そして昨年度、令和3年度からは本格実施ということで、民間団体への委託という形で実施をしてきております。

現在、4団体に委託をしてしておりますが、事業の内容としましては、アウトリーチということで、歌舞伎町の辺りですとか、東横キッズとかいろいろ問題になっているかと思っておりますけれども、夜間見回り活動などをして、いろいろ声掛けをしたり、カフェを実施して「寄ってね」という形で声掛けをしたりという、いろんな形で早い段階からキャッチして、関係性ができれば相談ということで、同意がいただけた方には公的機関にもつないでいくという、そういうアウトリーチの活動をしております。また、相談についても対面相談だけではなく、SNS等などさまざまな方法での相談を実施したり、それから居場所ということで、日中あるいは必要な場合、帰るところがないという方は一時的に泊まれる場所を確保するという居場所の確保など、さまざまな事業を展開していただいているところでございます。

先ほど、SNSの相談が半分ということでございましたが、やはり団体の中でもSNS相談の実績、かなり多く出ておまして、4つの団体の相談の実績の中でSNS関係の相談実績は、年間1万件を超えるということで、各団体からの実績を上げますと、そのようになんか多くの相談対応をしていただいているという状況でございます。

そうした形で上がってきた相談の中から、必要な方とか、ご本人もそういった支援を受けていきたいという同意が得られた方は、公的な支援である一時保護ですとか、中には施設への入所から自立へということで、先にだんだんと支援が進んでいる方々も出てきているという状況でございます。

もう1点の夜間・休日電話相談につきましては、当センターでの直営という形で、平日実施をしていた相談電話につきましては、これも外部委託の活用という形にはなりますが、土日祝日と年末年始も含めまして、相談の時間帯、曜日等を拡充するという形で実施をしてきていると

ということで、今年の7月からということで拡充をしてきております。

以上でございます。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、事前調査を拝見しましたところ、育て上げネット様、文化学習協同ネットワーク様のお2方から、それぞれ、「先生方の信頼をお借りして」とか、「安心感と確実性を考えるなら諸機関からの紹介や口コミが強い」などと、顔と顔の見えるネットワークを重要視されていることが印象に残りました。

そのようにお考えになられました理由がございましたら詳細を教えてくださいたいと思います。まず、育て上げネットの井村委員、お教えいただければと思います。

○井村委員 はい、じゃあ、ちょっと共有をします。

まず、学校との連携については、この10月に「月間高校教育」という冊子があるんですけど、そこに「チーム学校の一員として若者に寄り添う」というタイトルで詳しく書いていますので、これ、都の図書館だどこでも入ってるものだと思いますので、ちょっとぜひお読みいただければというふうに思います。

今のご質問のなぜ学校で子供たちとつながるのかっていう話なんですけれども、これ、名古屋の子ども・若者総合相談センターを運営されてる草の根ささえあいプロジェクトさんっていう団体で作った資料なんですけれども、 $\alpha$ と $\beta$ の表って言うんですが、何でしょうね、子供が学校を卒業したりとか、中退したりとか、いったん途切れてしまうと、やっぱり次につながり直す時の、さっきのSNSもいいんですけれども、やっぱり支援をする時に、ものすごく量と時間がやっぱりかかるわけですね。でも、ある一定のところまで、量と時間をかけると、そんなに関わらなくてもだんだん安定していくっていうのは、支援に関わってる方でしたら誰もが納得できるころだと思えるんですけれども、我々もずっと若者支援してまして、手間暇がかかるところにやっぱり会いに行くのが一番、東横とかまで行くんじゃないで、学校にいる間に何か関わる方がお互いいいじゃないですか。そういうところで学校の中で子供たちと会えるといいかなっていうことで、もう15年ぐらいやらせていただいているんですけれども、これ、学校関係の方がいらっしゃったら驚かれると思うんですけど、ある都立高校では企画経営会議っていうのが毎週行われてまして、その管理職の先生たちが毎週の予定を確認して、学校の運営方針を決める会議なんですけど、そこに入れていただいて、一緒に運営をさせていただいているっていう学校もあります。

今日のテーマも、1人の困ってる若者をみんなで応援するためにはどうしたらいいかっていうことだと思うんですけども、ぜひとも、こういう時代になりましたので、今まで当たり前だったことを何か見直せる範囲で見直して、例えば、お金をかけなくてもそういうふうに行うことができることであるので、だから、そういうみんなですらどうしたらつながり合えていけるかっていうのを、まさにここにいらっしゃる方々が一番αのところに関わっておられる方々だと思うので、そこに何か一緒になってどうやっていけるかなみたいなのを今後考えていけるといいんじゃないかなんていうふうに思っております。

以上です。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、文化学習協同ネットワークの藤井委員、よろしくお願いします。

○藤井委員

子供・若者自身が正確に自分の状況でSOSを出せるかっていうことにすごく課題を感じています。

そもそも、「助けて」って言えるって、相当信頼がないとできないことですし、ましてや、「私はここで困ってるからこういうふうに助けて」というふうに、主訴が立ち上がるまでにえらい時間とエネルギーと、場合によっては勇気や決断が必要だなんていうことを感じているんです。恐らく、いったん社会から見えない状況になって、もう1回社会につながろうとする時のエネルギーや、それに必要なさまざまなコストっていうのは相当量かかるし、つながったとしても「いや、そういうニーズはうちは対応しないよ」と言われて、「何だ、SOSを出しても駄目なんだ」というふうにまたすっと引いちゃうケースっていうのは、決して少なくないっていうのがわれわれの実感なんです。

とするならば、既に現在、先ほど井村さんおっしゃったように、学校でしたら九十数%はまず高校にも進学するわけですから、そこまでは社会の側が子供たち、若者たちを少なくとも把握しているわけです。その段階で、社会的ロスト状態に陥る前につながれるようにするためにどうするか。一例として全国的には校内居場所カフェみたいな取り組みも進んでいます。われわれも中学校も含めてカフェ的なことを展開しているんですけども、そういったつながりにつながっていく。必ずしもニーズがはっきりしないけど、何かちょっとしんどそうだなっていうことを大人の側が社会の側がキャッチする時に、どこかにつなげておく、若しくはインフォメーションしておくっていうことが決定的に重要だなんていうことを感じているところです。



なので、例えば SNS っていうのは相当有効なツールだとは思いますが、自らが何らかのきっかけで、よし一歩私は出るよって思わないとなかなかつながられない。申請主義、若しくは申し立て主義が何か日本の社会保障の前提になっているんですけれども、申請主義、申し立て主義じゃない仕組みをどうつくるかっていう時には、やっぱり地域のネットワークであり、支援者同士のネットワークであり、場合によっては、地域の大人、市井の人々の中に我々の団体が、「そういえば、あそこにあんなのあるよ」というふうに分かついてもらうってことが決定的に重要なんだらうなっていうことを思って、そうは言っても口コミっていうことが有力だらうなっていうことを書かせていただいた次第です。

どうもありがとうございます。

○若年支援課長 皆さま、ありがとうございました。

この事前調査を拝見しましても、皆さま、それぞれ、相談方法に工夫をされておりましたり、またそれぞれ課題があるということが分かりました。

また、今お教えいただいたように、顔の見えるネットワークでつないでいく方が安心で、確実に安心感があるということで、継続的な支援につながりやすかったりということも分かりました。確かに、若ナビαの SNS 相談でも、SNS を気軽にご利用いただける一方で、面接相談などにつなげることは難しいという面もございます。

子供・若者が利用しやすい取り組みとして、認知度を上げたり、さまざまな間口、ツールで広く相談等を受け付ける取り組みは大事である一方、その後、継続的な支援が必要な方への対応も重視していかなければならないというふうに感じたところでございます。

続きまして、議題の 2 に移らせていただきます。

議題の 2 は、その他としておりますが、今回より子供政策連携室にメンバーとして参加していただきましたので、その役割や、特に、この連絡調整部会の構成機関においても関わりが大きいヤングケアラーに関する取り組みについてご紹介いただければと思います。それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊ですけれども、先ほど事業紹介というか、ご挨拶の中でも少しお伝えさせていただきまして、これから担当の横森課長の方からちょっとヤングケアラーの詳細につきましてご報告、ご説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○横森課長 それでは、ご紹介にあずかりました子供政策連携室企画課で担当課長をしております横森と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、渡邊の方からも話がございましたとおり、子供政策連携室は今年4月に立ち上がりまして、そして、東京都の子供政策の取り組みとか、今後の方向性について取りまとめました子供政策の加速に向けた論点整理を7月に公表いたしました。今、投影していただいているのが、その中のヤングケアラーの取り組みを紹介する部分となっておりますので、これに基づきましてご説明差し上げたいと思います。

まず、こちらの1ページ目ご覧になってください。ヤングケアラーにつきましては、皆さんもご案内かもしれませんが、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされておりまして、本人の成長や学業などへの影響が危惧されておりまして。

そして、右側のグラフ2つご覧になっていただきたいんですけども、まず、上の方なんですけれども、当事者世代につきましては、認知度が低いということから顕在化しにくいという状況があったり、下のグラフもご覧になっていただきたいんですけども、ケアを要する家族の状況は各家庭でさまざまであるというような実態がございます。

このため、周囲の大人がヤングケアラーについて正しく理解するとともに、子供たちが直面している実情に寄り添ったきめ細かい支援を展開していくということが必要であります。次のページお願いいたします。

この論点整理を取りまとめるに当たりまして、さまざまな有識者からヒアリングを行いました。この中で、把握から支援につながる体制の構築が大切、あるいは多機関連携による家庭の全体像を捉えた、そのような支援が重要というようなご意見をいただいております。

併せまして、右側をちょっとご覧になっていただきたいんですけども、これは海外の取り組み事例を紹介しております。ヤングケアラーの先進国とも言われておりますイギリスにおきましては、例えばなんですけれども、自分の経験の意味付けをして、ヤングケアラーであることに気付くためのプログラムがあったり、ヤングケアラーたちがリラックスして楽しめるレスパイト的なイベントなども開催されておりまして、ヤングケアラー当事者たちを主軸にした支援策などが豊富にございます。次のページご覧になってください。

こちらになりますけれども、左側になりますけれども、東京都の現在の取り組みをご紹介します。ヤングケアラーの支援においては、子供政策連携室の他、庁内関係局から構成する推進チームによってヤングケアラーの取り組みを進めているところでございます。記載の構成局をご参照していただければと思います。

まず、早期把握の強化という点では、ヤングケアラー支援に関する教職員の対応力の向上のためにデジタルリーフレットの作成、そして、教職員向けの専用ダイヤルを開設いたしました。

次に、多機関連携の促進という点では、現在、支援マニュアルを作成しているところでございます。

さらに、多面的支援という点では、ピアサポートなどの悩み相談の補助をはじめ、相談しやすい環境の整備に取り組んでいるところでございます。

オレンジ色の右側になりますけれども、今後の政策強化の方向性というところですが、多機関連携の下にヤングケアラーを早期に把握して多面的な支援につなげていくという方向性の下、大きく3点ございます。

まず、早期把握から相談支援へのつなぎの強化という点では、ヤングケアラーが声を上げやすく、情報を得やすい環境を整備していく、そして、相談対応力の強化により、早期把握から相談対応力への流れを創出していくということに取り組んでいきます。

次に、多機関連携の具体的な実践というところでございますけれども、こちらにつきましては、区市町村、学校、地域の関係機関、そして支援団体と連携した包括的なネットワークの構築を今目指しているところでございます。

さらに、ヤングケアラーの実情を踏まえた多面的な支援の拡充といった点では、ヤングケアラー本人も含めた家族全体の実情を踏まえた支援を行っていくということとしております。

引き続き、庁内の関係局と連携しながら、また、当事者であったり、関係者、有識者の皆さんとも意見交換をしながら、ヤングケアラーの施策を進めてまいりたいというふうに思います。

ちょっと論点整理とは違うんですけども、次の資料もご覧になっていただきたいと思っております。

こちらは、国が公表した令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書のデータに基づき、こちらの方で作成したものとなっております。

今ご覧にいただいているのが、大学3年生を対象とした調査結果を抜粋してございます。見ていただきますと、まず、世話をしている家族の有無につきまして、現在いると答えたのが全体の6.2%となっております。また、世話をしていることで今後不安に思うこと、やりたいこと、やりたいけれどもできないということに関しましては、特にないという回答が一番下の棒になりますけれども、一番多かったんですけども、ちょっとそれ以外にご覧になっていただきますと、例えばなんですけれども、一人暮らしできるかが不安、希望する就職先・進路の変

更を考えざるを得ない、就職の時間、就活の時間が取れない、アルバイトができないといった、まさに自立につながるような不安ですね、そういった不安の声があったという実態がございます。

併せまして、自分の時間が取れないとか、恋愛・結婚に対する不安であったりとか、睡眠が十分取れない、友人と遊ぶことができないなど、自分自身の生活への不安といった実態もございました。

こうしたことから、18歳前から支援を受けていても、あるいはこれまで支援を受けていなかったとしても、ヤングケアラーとして18歳以降も多くの悩みを実際抱えてるような学生さんもいらっしゃいますので、多面的な支援が必要という状況がございます。

こういった国の実態調査もございますので、併せてご紹介をさせていただきました。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 渡邊委員、横森課長、ありがとうございました。

ヤングケアラーに対する現在の都の取り組み状況、今後の方向性についてご説明いただきました。その中で、多機関連携の下、ヤングケアラーを早期に把握し、多面的な支援につなげていくという内容は、まさにこの協議会、当協議会のような多機関が集まる場の活用というのも可能性があると思しました。

それでは、事前調査でも皆さまからヤングケアラーの取り組みについてご回答いただいておりますが、若ナビαでもヤングケアラーと思われる方からの相談事例が若干ございます。今回、その一例をご紹介させていただきます。

皆さまにパスワード付きでお送りいたしました若ナビαヤングケアラーの相談事例の資料をご覧くださいければと思います。本事例につきまして、若ナビαセンター長の大西委員から紹介をお願いいたします。

○大西委員

(個人情報のため、事例紹介を削除)

○若年支援課長 大西委員、ありがとうございました。

本事例につきましても、問題が多岐にわたりますして、福祉、就労、病院、さまざまな機関の関わりがあり、若ナビαでは本人の気持ちの受け止め役を果たしているとのことでございます。

それでは、各委員の機関におけるヤングケアラーへの取り組みや事例等をお聞かせいただければと思います。

また、先ほどご紹介した若ナビαの事例については、例えば、ご自身のご所属でしたらこのように関わるとか、過去に同じような事例の支援を行った際には、こういうふうに関係機関と連携したなど、何かいろいろご助言等ございましたら発言いただければと思います。

なお、個人情報に関する内容をご発言いただいた場合でも、その部分は議事録から削除させていただきます。

発言いただける委員の方がいらっしゃいましたら、どうぞミュートを解除してお声掛けいただければと思います。よろしく願います。いかがでしょうか。それでは、こちらからもしよろしければお声掛けをさせていただきますけども、葛飾区保健所の小島委員、区におきましては、今年度に状況調査を行われたり、また庁内連携の取り組みを進められているというお話でしたが、詳細を教えてくださいてもよろしいですか。

○小島委員 はい、葛飾区保健所の小島です。調査というのも、今年度中というところで、今から始めるというような状況になっております。全庁的に取り組んでいくというところで、関係機関が、この調査の結果を踏まえて、来年度から具体的に動いていくというところにはなっているのですが、まだ今始めたばかりというところのような状況になっております。すいません。

○若年支援課長 はい、ありがとうございます。

それでは、他に東京しごと財団の小倉委員、しごとセンターにおいて就労の支援を行います中で、ヤングケアラーとして就職に困難を抱える事例もあるというふうに聞いておりますけど、詳細ありましたらお教えいただければ幸いです。お願いいたします。

○小倉委員 はい、小倉です。こちらの内容につきましては、特定の事例ということではなくて、幾つか事例を確認した中をちょっとケース化したといったところでございまして、やはり先ほど厚労省の調査の方にもありましたとおりなんですけれども、家族のサポートで就職機会を逸してしまって、なかなかその後、就職をして、社会参加をするっていうのが困難になっているような事例ですとか、しごとセンターにいらっしゃる方なので、就職に向けての気持ちっていうのは非常にあるんですけれども、家族の介護によって就職活動の気力、体力がなかなか続かないといったようなご相談、それから、今、実際働いてるんですけども、家族の介護や家事との両立、なかなか大変で、このままだとフルタイムの勤務が難しいといったようなご相談を受けることがございます。

私ども、こちらありますとおり、直接的なヤングケアラーの方向けの支援というのは展開しておりませんので、なかなかお役、お力にはなれないんですけれども、お話をきちんとお伺い

しながら、ご本人の気持ちっていうのをなるべく軽くするようにお話を聞きながら、場合によっては、しかるべき窓口の方におつなげするですとか、お仕事の仕方ですね、そういったものでアドバイスできるものがあればアドバイスをしているといったところでございます。

私の方は以上です。

○若年支援課長 ありがとうございます。他に皆さま、ヤングケアラーに関しまして取り組み事例、あるいはこうした事例に対するご助言、ご意見、アドバイス等ございましたらお願いしたいと思いますが、他に皆さま、いらっしゃいますでしょうか。

○若年支援課長 藤井委員、はい、お願いいたします。

○藤井委員 はい、ちょっと口はばつたいことを申し上げるかもしれないんですが、実は、この今回のエクセルのアンケートにも書いたんですけれども、ヤングケアラーというネーミングが実はニーズを閉ざしている傾向も、一方であるっていうことを非常に強く感じて、やばいなと思っています。特に報道なんか見ると、ヤングケアラーっていうのが家族の、主に身体的なケアに関わる若者、若しくは子供というような印象が非常に強くあって、自分はそうではない、だから自分は SOS を出せないんだっていう心情がかなり強く働いている印象を受けてしまいます。

今日、資料でお出しした十代後半層支援、見えてきている課題っていう資料があるんですが、皆さまお手元にお持ちでしょうか。私たちの展開しているむさしの若者サポートステーションの十代メンバーの昨年度の事例をちょっとまとめてみました。本人の表面上のニーズ、当初のニーズっていうのは進路相談と居場所ニーズが圧倒的なんです。ところが、実際に進路相談若しくは居場所ニーズに応えてきている中で、虐待相談が昨年のうちでも7件、これは兎相につながっています。それから、警察相談3件、保健所依頼5件、医療7件、心理検査4件、等々、フェルト・ニーズとリアル・ニーズか必ずしも一致しないんですね。先ほどもちょっと申し上げたんですが、申請主義、申し立て主義の支援では、これが見えないことが多いと思います。

われわれの実感としては、「ヤングケアラーと言っているのか悪いのか」というのと、「虐待と言っているのか悪いのかな」という、微妙なラインの方が、相当数いらっしゃる。実は、話をよくよく聞いていくと、「いや、それはね、虐待って言うんだよ、あなたは虐待されてるっていうふうに言っていると思うんだよ、そういうことが専門に対応できるところにつながりに行かないかい？」っていうことを随分お話ししなきゃならない状態があるんですね。

ですから、あまりカテゴライズによって相談機関を決めてくっていうよりは、ユニバーサル

に緩やかにつながれる場所をどうつくるかっていうことと、それから、ニーズというのは当初表明されてるだけではないんだっていうことを、われわれは重々知っておく必要があるだろうなっていうことは非常に強く感じています。

以上、ちょっと失礼な物言いもしたかもしれませんが、そんなことを思っておりまして発言させていただきました。どうもありがとうございます。

○若年支援課長 ありがとうございます。他にヤングケアラーに関し、皆さまご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。横森課長、はい、よろしくお願いします。

○横森課長 今のご意見、本当にありがとうございます。本当にごもつともだと思っております。実際、自分のニーズを、自分のニーズが何かということ整理できないような子供たちも多くいるっていうことも子供政策連携室としても承知しているところでございます。

ですので、自分がヤングケアラーかどうかという気付きの部分についても支援が必要なお子さんたちがいるということと、実際、気付きをした後に支援につながっていく段階でいろんな支援の在り方があるというふうに思っております。例えば、本当に大人の、あるいは専門機関の支援が欲しいと思ってるお子さんたちもいれば、いや、自分の悩みとかを聞いてほしいと思ってるようなお子さんもいれば、ただ単に、少し気にかけてほしいという、寄り添ってほしいというようなお子さんたちもいるということで、さまざまなニーズがあって、そのさまざまなニーズに応じたさまざまな支援の在り方も必要だというふうに認識しているところでございます。

ですので、子供政策連携室の方では、いろんな局とももちろん連携しながらやりますけれども、そうしたヤングケアラーの実態ということにつきまして、先ほども事例にございましたように、本当に多様な家族のいろんな課題が入り混じっているということとか、多様なニーズがあるということにつきまして、そういったことも含めましてヤングケアラーに関する正しい理解といいますか、きちんと私たちが理解しなければいけないということを踏まえて施策の展開をしていきたいというふうに思っておりますので、今いただいたご意見も、本当にごもつともだというふうに思っておりますので、すごく参考になりました。ありがとうございます。

○若年支援課長 ありがとうございます。他に皆さま何かございますでしょうか。

では、いったん進行させていただきたいと思えます。

最後にヤングケアラーに関わる取り組みにつきまして、若ナビαから情報提供させていただきます。資料の若ナビαオンラインセミナーチラシをご覧くださいと思います。若ナビα

の大西委員、紹介をお願いいたします。

○大西委員 はい、12月2日に、「若ナビαオンラインセミナー」ということで、元ヤングケアラーの体験を、「精神疾患の親に育てられた子ども」というテーマで、現在、こどもピアの代表であり、元ヤングケアラーの当事者でもある坂本拓さんの講演を予定しています。60分間、病気の親の元に育った子供たちの立場の体験談や、ヤングケアラー支援について思うことをお話しいただきますので、ぜひ連携の点からもご参加いただけましたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○若年支援課長 はい、ありがとうございました。ぜひ本日ご参加の委員の皆さまには、オンラインでご参加、ご視聴いただきまして、また同時に、関係機関他の皆さまにも周知いただければありがたく考えております。

それでは、本日予定しておりました議題は以上となりますが、他に皆さまからご意見や連絡事項等ございましたらお願いいたします。(発言なし)

本日の会議では、皆さまに調査、資料の作成に多大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございました。若者の自立支援に関する一層の連携強化に向けまして、ぜひ本日の会議の内容につきましてお持ち帰りいただき、関係各所で情報共有、周知いただければと思います。今後も関係機関の皆さまと相互の理解を深めつつ、若者支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力、ご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で令和4年度第1回東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会を閉会いたします。皆さま、本日は誠にありがとうございました。

午後2時21分閉会